MISAKI

第5次岬町総合計画

令和 3 年度～令和 12 年度

概 要 版

第5次岬町総合計画とは

第5次岬町総合計画は、これまで策定された総合計画の成果を継承しつつ、本町における課題や変化する社会的潮流などを見極め、歴史や文化、自然環境などの地域資源を大切にしながら、本町が取り組むべきまちづくりの方向を明らかにするため、策定するものです。

総合計画の役割

- 本町のまちづくりにおける最上位計画
- 長期的なまちづくりの指針
- まちの将来像の実現に向けて、住民・事業者・行政が共有する指針

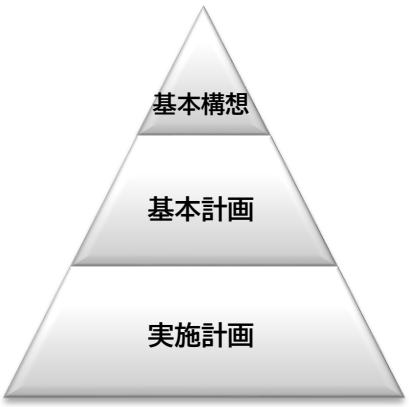

基本構想	本町の課題を踏まえ、令和3年(2021 年)から令和 12 年(2030 年)までの 10 年間におけるまちの将来像や、まちづくりの基本的な方向性を示すものです。
基本計画	基本構想を実現するため、基本構想の計画期間の終期である 10 年後を見通して、中間年である令和 7 年(2025 年)までの具体的な施策を示し、主な事業などを体系的に明らかにするものです。また、基本構想の中間年には改めて施策の評価を行い、後期5年の基本計画を策定します。
実施計画	基本計画を踏まえ、具体的な事業計画を明らかにするものです。毎年度の予算編成の基本になる計画で、3ヶ年の計画を毎年ローリングし、見直していきます。また、計画の策定にあたっては、財政計画との整合を図ります。

「みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち“みさき”」をめざして

社会的潮流

計画を策定するにあたって、本町のまちづくりのこれからの 10 年を展望するためには、次のような社会的潮流に注視していく必要があります。

1. 人口減少社会と地方創生への対応
2. 安全・安心がより重視される時代
3. ライフスタイルや価値観の多様化
4. 人と人とのつながりを大切にする社会
5. 社会経済情勢の変化
6. 情報化の進展と生活の変化

まちづくりの課題

■分野別課題

1. 少子化や若年層の流出に向けた対応
2. 人生 100 年時代への対応
3. 雇用や地域活性化への対応
4. 安全・安心な地域社会への対応
5. 都市基盤の整備と維持への対応

■まちづくり全体に係る課題

1. 誰もが住みやすい環境づくりへの対応
2. コミュニティの活性化と協働のまちづくりへの対応
3. 行政の効率化と財政の健全化への対応

将来人口

人口減少の影響を最小限にとどめ、縮退局面にあっても地域社会において誰もがいきいきと暮らせるよう持続可能なまちづくりを目指し、人口減少の抑制に向けた取組を進める必要があります。様々な施策を総合的に取り組むことにより、2030 年（令和 12 年）の目標人口を **13,900** 人と定めます。

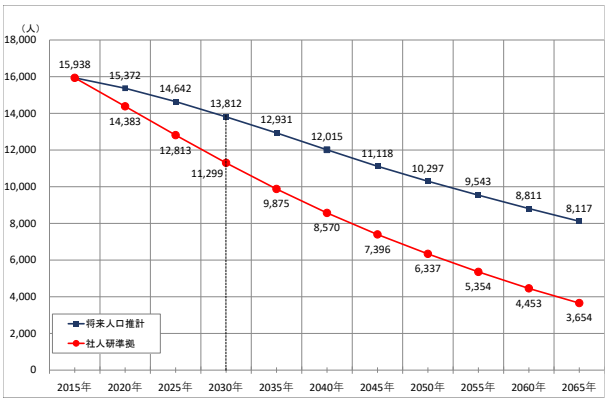

まちの将来像【2030 年（令和 12 年）】

岬町を取り巻く社会潮流を鑑みれば、少子高齢化、グローバル化、安全・安心への希求の高まり、情報化の進展などが住民生活、まちづくりに影響している状況です。岬町を持続可能で活力が高いまちにするためには、住民や事業者などと行政が一丸となって、住み続けたい、訪れたいまちを目指す一方、住民アンケート、ワークショップでも示されたように「豊かな自然と自然の恵み」「人と人とのふれあいやつながりがもたらす人の温もり」など、町の誇りを持続させたまちづくりを進めることが望まれます。

みんなでつくる

恵み豊かな温もりのまち“みさき”

まちづくりの基本方針

基本方針１　住民との協働を進めます

個人の価値観が多様化、複雑化している中で、行政が住民のありとあらゆるニーズに対応することは難しくなってきています。多様化する住民ニーズに応え、豊かな地域社会を構築するためには、住民や事業者などと行政がお互いのよいところを持ちよって、一緒にまちづくりを進めることが重要です。

基本方針2　定住・交流施策を進めます

本町の持続的な発展を支えるためには、岬町ならではの魅力を高め、多くの人に訪れてもらい、住んでもらうことが重要です。

基本方針３　安全・安心な暮らしを守る施策を進めます

住民が健やかな暮らしを送るためには、自然災害に対する安全性を確保するとともに、ソフト・ハードの両面から犯罪や火災、交通事故のない安全・安心なまちを実現することが重要です。

基本方針4　行財政改革を進めます

限られた行政資源の中で、まちづくりの事業を実施し、質の高い行政サービスを提供していくためには、効率的で効果的な行政運営を進めることが重要です。

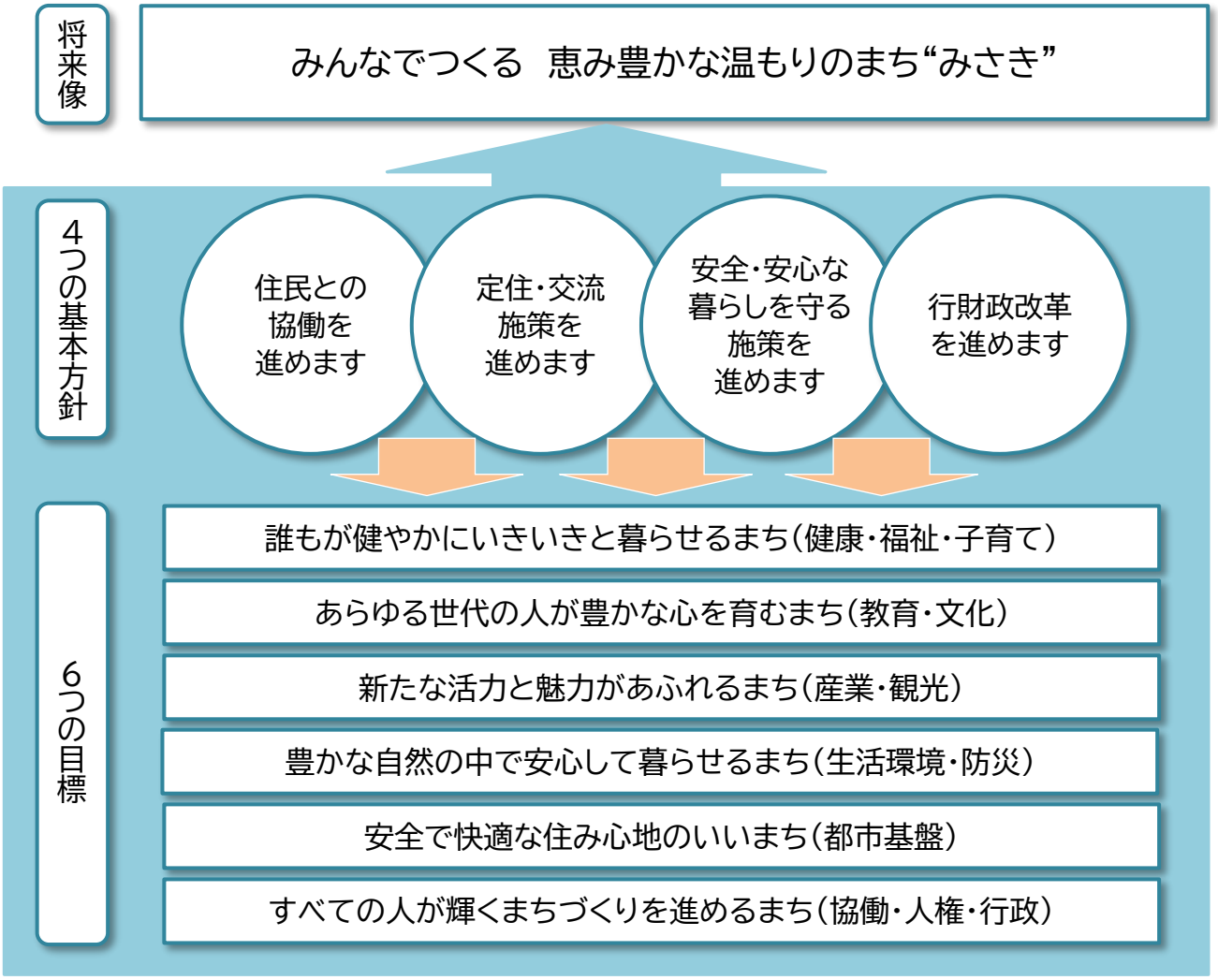

まちづくりの目標

第1章　誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち（健康・福祉・子育て）

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、生涯を通じて健やかにいきいきと暮らせるように、住民一人ひとりのライフステージに応じた主体的な健康づくりを支援します。併せて、誰しもが自分らしく暮らせるように公的な制度・サービスを整えるとともに、地域福祉の意識の醸成を図ります。

また、安心して子どもを産み、育てることができる子育て環境づくりに取り組み、子どもたちを地域とともに育てるまちを目指します。

【施　策】
●健康づくりの推進と医療体制の充実
●地域福祉の推進
●高齢者福祉の推進
●障がい者（児）福祉の推進
●子育て支援の推進

第2章　あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち（教育・文化）

次世代を担う子どもたちが心身共に健やかに育ち、個性や能力を伸ばすことができる環境づくりを進める一方、学校や家庭、地域が一体となり、地域に開かれた学校づくりを目指します。

また、住民の生涯学習活動やスポーツ活動などを支援するとともに、芸術・文化環境を向上し、心豊かな暮らしをおくることができるまちを目指し、併せて、地域の歴史や伝統の保護と活用を積極的に行ないます。

【施　策】
●学校教育の充実
●生涯学習・社会教育とスポーツ・レクリエーションの推進
●歴史・文化の保存と活用

第3章　新たな活力と魅力があふれるまち（産業・観光）

産業を誘致し、地域経済の発展を目指すとともに、就労機会の拡大、創出や勤労者福祉の向上を図る一方、時代の変化に対応できる地域産業の活性化のため、支援制度を整えます。

また、観光資源の活用や魅力向上、積極的な発信に取り組み、関係人口を拡大し、まちのにぎわいを創出します。

【施　策】
●農林業の振興
●漁業の振興
●商工業の振興
●観光振興とにぎわいづくりの推進
●雇用・労働環境の充実

第4章　豊かな自然の中で安心して暮らせるまち（生活環境・防災）

　あらゆる災害リスクに備える防災・防犯対策や消防・救急体制の充実を図り、危機管理体制を強化するとともに、地域・住民・事業者の自助・共助の取組を支援し、住民が安心して暮らせるまちを目指します。
　また、自然環境を適切に保全することで、自然の恩恵を受け、潤いのある暮らしができるまちを目指します。循環型社会の実現に向け、廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）活動を促進するとともに、適切なごみ処理を推進します。

【施　策】
●環境衛生と美化の推進
●循環型社会の構築
●自然環境の保全と生物の多様性
●消防・救急、危機管理体制の充実
●防犯対策・消費者保護・交通安全の推進

第5章　安全で快適な住み心地のいいまち（都市基盤）

　これまでに整備した都市施設の維持更新及び必要な基盤となる施設の計画的な整備と適切な管理を進めます。また、地域における交通手段の整備を通じて、住民はもとより来訪者にとっても快適で利便性の高い魅力的な都市空間の創出に取り組みます。

【施　策】
●計画的な道路整備と維持管理
●交通環境づくりの推進
●公園の整備・維持管理
●河川・港湾の整備
●下水道整備の推進
●良質な住環境づくりの推進

第6章　すべての人が輝くまちづくりを進めるまち（協働・人権・行政）

　経済的に発展し、生活の質が保たれた、持続可能なまちとするため、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、協働のまちづくりに取り組み、すべての人が性別や立場にかかわりなくその個性と能力を発揮することができる、平和や人権が確立された社会を目指します。
　また、事業の評価や見直し、職員の人材育成や住民協働による行政運営の推進を通じて、行財政改革を積極的に行い、将来にわたり安定したまちを目指します。

【施　策】
●参画・協働のまちづくりの推進
●人権施策の推進
●男女共同参画の推進
●多文化共生と平和施策の推進
●健全な行財政運営
●情報化の推進
●人材育成と組織基盤の強化

まちの将来構造について

都市軸と拠点に関する基本方針

(1)都市軸に関する基本方針

●まちの骨格となる都市軸の強化

国道 26 号(第二阪和国道)、主要地方道岬加太港線及び府道和歌山阪南線はまちの骨格となる都市軸(東西都市軸、南北都市軸)として位置づけます。また、国道 26 号(第二阪和国道)は、早期の 4 車線化に向けた整備を求め、阪神高速湾岸線(大阪湾岸道路)については、延伸を要望します。

●東西連携軸の形成

(仮称)加太岬スカイライン(東西連携軸)構想を検討し、和歌山と淡路島を連絡する構想の紀淡連絡道路と結んで広域的なネットワークの形成、災害時の物流ネットワークの確保を目指します。

●町内連携軸の強化

府道木ノ本岬線の整備を求めつつ、町道西畑線(南北連携軸)の整備を進め、町道岬海岸番川線や町道海岸連絡線と南北軸・東西軸を合わせた骨格を形成し、非常時の代替ルートの確立や円滑な公共交通の運行といった町域全体のネットワーク形成を進めます。

●海洋レクリエーション軸の形成

海洋レクリエーション施設やふれあい漁港施設のネットワーク化をより一層進め、海洋レクリエーション軸の形成を進めます。

(2)拠点に関する基本方針

●広域交流拠点の機能強化

せんなん里海公園、道の駅みさき、みさき公園、とっとパーク小島及び多奈川地区多目的公園を「広域交流拠点」と位置づけ、観光・レクリエーションが楽しめる拠点、または、働き、学び、憩える里山空間として、広域交流の充実に努めます。

●行政・交流拠点の機能強化

深日港周辺を「行政・交流拠点」と位置づけ、深日港を、災害発生時などの海上ルートの拠点、新しい人の流れを生み出す交流港としての機能を高め、地域の活性化に努めます。

●新交流拠点の形成

みさき公園は、新たな集客拠点として交流機能の強化を図り、道の駅みさきから町道海岸連絡線周辺までの地域を農やみどりを核とした新たな交流拠点として位置付けます。

●産業拠点の形成

関西電力多奈川発電所・第二発電所の跡地を産業拠点と位置づけ、企業立地を促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図ります。

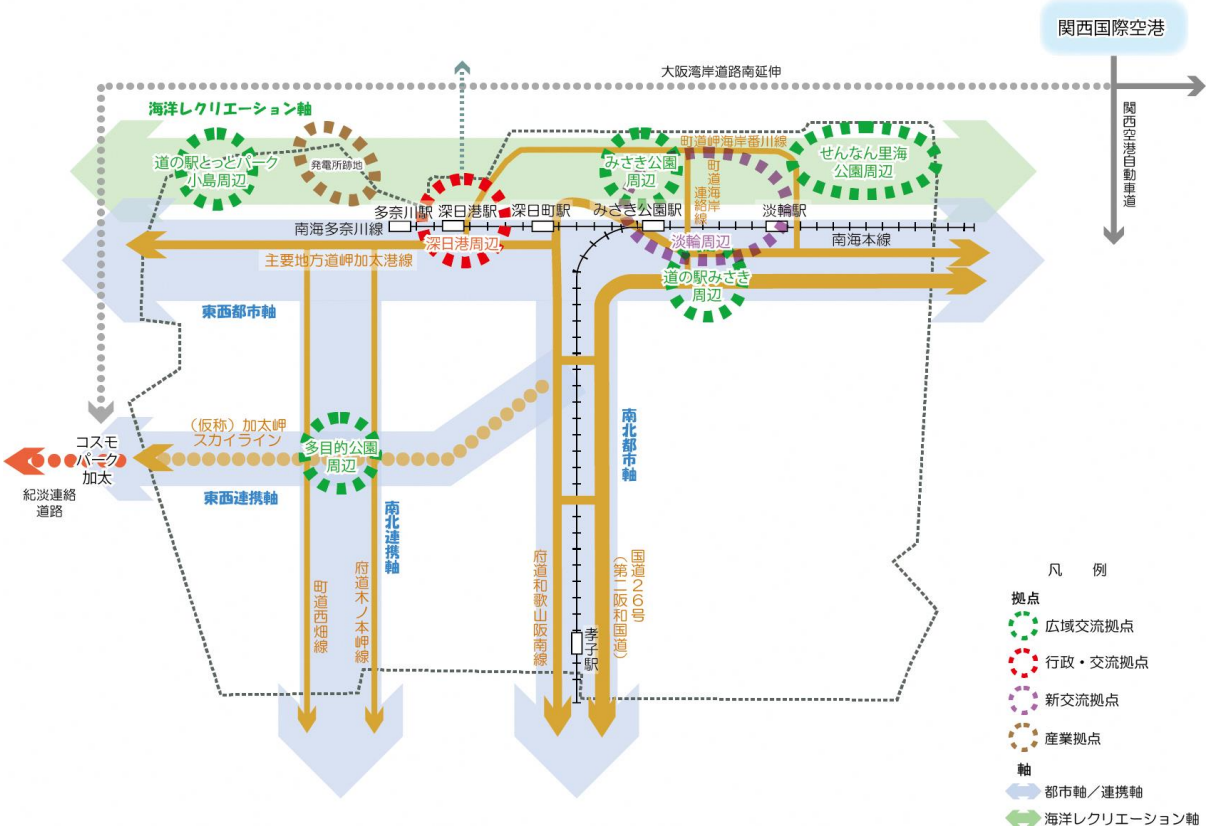

土地利用構想に関する基本方針

●市街地ゾーン

北部の大阪湾に沿って広がる地域を「市街地ゾーン」として位置づけ、「生活ゾーン」「工業ゾーン」「港湾振興ゾーン」に区分します。

「生活ゾーン」のうち既成市街地は、住環境の整備や防災機能の強化を図り、安全で安心できる住宅地を目指します。新市街地は、良好な住環境の保全を図り、安全で快適な住宅地を目指します。市街地ゾーンに広がる農地は、住環境と農空間が調和したゆとりのある市街地の形成を目指します。みさき公園駅周辺は、商業・業務及び居住などの都市機能の誘導と集積を図り、新たな市街地の整備を目指します。

臨海部の工場が集積した「工業ゾーン」は、周辺の住環境や自然環境との調和を図り、隣接する市街地ゾーンとの共生を目指します。

深日港周辺の「港湾振興ゾーン」は、深日港の港湾機能としての整備を図り、地域の活性化に努めます。

●レクリエーションゾーン

みさき公園とせんなん里海公園及びゴルフ場からなる地域を「レクリエーションゾーン」として位置づけます。

せんなん里海公園は、人々との交流や野外活動、健康増進などを促進する地域として充実を図り、ゴルフ場は、周辺の自然環境との調和を図ります。

また「新たなみさき公園」は、大人から子供まで幅広い世代層に利用され、まちの観光・レクリエーション拠点として、まちのにぎわいの新しい中核拠点となることを目指します。

●自然共生ゾーン

中南部の山間地と沿岸域からなる地域を「自然共生ゾーン」として位置づけ、「自然緑地共生ゾーン」、「沿岸域共生ゾーン」に区分します。

町域の大半を占める山間地の「自然緑地共生ゾーン」は、貴重な自然環境の保全を基本として令和 2 年（2020 年）に日本遺産として登録された葛城修験道の整備・活用を図るとともに、自然環境に配慮したまちの健全な発展や集落地における生活環境との調和を図ります。

大阪府唯一の自然海岸を含む海岸線一帯の「沿岸域共生ゾーン」は、自然環境の保全に配慮して、人々が海とふれあえる空間の創造に努めます。

●複合機能ゾーン

多奈川地区多目的公園は、自然環境との調和を図り、産業振興と住民の健康に寄与しうる「複合機能ゾーン」として位置づけ、企業が活動する事業活動エリアと多目的広場やビオトープなどの緑地空間を中心とした広域交流エリアそれぞれの機能の集積と充実を図ります。

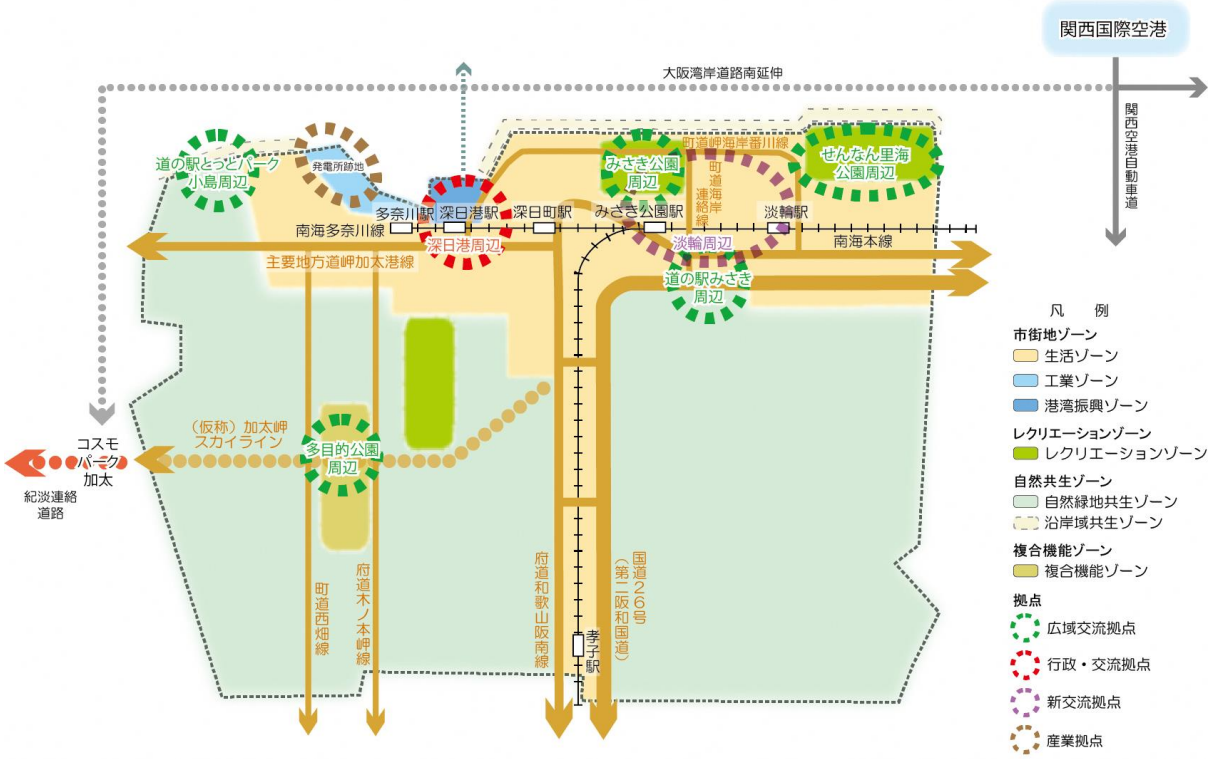

第5次総合計画策定に向けたまちづくりワークショップ

今回の総合計画の策定にあたって、住民の意見を取り入れていくためのワークショップを実施しました。

まちづくりの経緯や行政の現状を踏まえつつ、10 年後の岬町の将来像（ありたいまちの姿、暮らしのイメージ等）を共有する場としました。また、既存又は新規のまちづくり活動への住民の参画及びその意識を醸成する機会としました。

第５次岬町総合計画

令和 ３ 年度～令和 １２ 年度

〒599－0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000－1

TEL 072-492-2775　FAX 072-492-5814

http://www.town.misaki.osaka.jp